

1 運営形態・契約内容について

No.	質問内容	回答
1	無人（キャッシュレス）売店の運営形態でも問題ないでしょうか？	無人（キャッシュレス）方式による運営を提案することも可能です。 ただし、基本仕様書等に定める業務を適切に履行できる運営体制を確保していることが前提となります。特に、基本仕様書 9 (1)の連絡調整や、10(1)の防災・防犯等について、無人運営における実施体制を企画提案書において具体的に示してください。
2	契約期間中に万が一、中途解約を行う必要がある場合、双方において中途解約条項の定めはありますか。	現行契約においては、双方から契約解除を申し出ることができる規定を設けており、3 か月以上前の通知を求めています。 新規契約の内容の詳細は契約締結に向けた協議の中で整理することとなりますが、現行契約における取扱いを踏まえて検討する予定です。
3	契約期間が3年間で、モニタリングを実施し運営状況が良好であると認められた場合は3年間の契約更新とありますが、具体的にはどのような基準で判断されるのでしょうか。	業務の履行状況、サービスの維持・向上に向けた取組、法令遵守、労務管理体制等について、総合的に評価します。 評価は「優良」「良好」「要改善」の3段階で行い、「優良」または「良好」と評価された場合は、契約更新となります。 「要改善」と評価された場合は、改善を求めた上で、改めてモニタリングを実施します。その結果、改善が認められない場合は、契約を更新しないものとします。
4	契約先は、練馬区職員互助会様となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	基本仕様書 9 運営体制等(4)営業許可は、練馬区保健所に練馬区役所内売店における食品販売の届出をし、その写しを提出することでよろしいでしょうか。	必要となる営業許可・届出等は、販売する商品や営業形態によって異なります。 提案内容に応じて、関係法令を所管する機関に確認のうえ、営業に必要な許可等を取得し、その内容が確認できる書類の写しを提出してください。 なお、現事業者は、食品衛生法に基づく営業許可、乳類販売業の届出、製造たばこの小売販売業の許可を取得しております。
6	情報セキュリティ関連でお伺いします。パソコンやレジスターにインターネットを接続するにあたり、仕様書資料（別添 4）情報の保護および管理に関する特記事項がありますが、ウイルス対策ソフト等の具体的な仕様等がありましたらご教示いただけないでしょうか。	ウイルス対策ソフトウェアについて、製品名やメーカー等の具体的な指定はありません。 最新のウイルスパターンファイルへの更新や、OS、ソフトウェア等への修正プログラムの定期的な適用等、特記事項に定める措置を講じてください。
7	弊社が受託者（契約主体）となった場合、弊社と加盟店契約を締結している「フランチャイズ（FC）オーナー」が実際の店舗経営・運営を担う体制を想定しております。 この場合、募集要項等の「再委託の禁止」等の規定との関係において、FCオーナーによる店舗運営が再委託に該当するか、あるいは受託者による直接運営の一環として認められるかにつきまして、ご認識・お取り扱い方針をご教示いただけますでしょうか。	申込事業者とは別法人・別事業者であるFCオーナーが、実際の店舗経営・運営を全面的に担うのであれば、募集要領 9 (6)で示す「一括再委託」に該当します。申込事業者自らが契約の主体として、店舗の経営・運営を含む本業務の主要な部分を直接履行する体制としてください。
8	毎月売上実績等の報告は必要でしょうか	毎月の報告は必要ありません。 現時点では、現事業者と同様、年1回 11月頃に前年度および当年度上半期の売上実績等をご報告いただく予定です。報告時期や内容等は契約締結に向けた協議の中で調整します。

2 設備・備品について

No.	質問内容	回答
9	別添3の設備・備品一覧は互助会様の方でご用意頂けるということでしょうか。その場合、現店舗のものでしょうか。それとも新たにご用意いただけるということでしょうか。	基本仕様書別添3の「設備・備品一覧」については、互助会で新たに購入する予定です。 ただし、購入時の価格や予算状況等により、品目、数量または仕様等を変更する場合や、現店舗の使用可能な備品を活用する場合があります。
10	ご提示いただいております「設備・備品一覧」は、現在売店内に設置されている設備の一覧という認識でよろしいでしょうか。 また、弊社にて新規什器・什器設備を導入・設置する場合、既存の什器・備品の撤去や保管等の扱い（区分）につきましてはどのように進めればよいかご教示いただけますでしょうか。	「設備・備品一覧」については、No.9のとおり新たに購入する予定です。 受託者において独自の什器・設備の導入を希望する場合は、事前に協議してください。 その場合、当該什器・設備と重複するものについては、互助会では購入しません。 また、既存の互助会所有の什器・備品について、撤去が必要となる場合は、互助会の責任において処分します。
11	弊社でPOSレジ含め、持ち込みたいものに関しては業者負担となりますでしょうか。	基本仕様書7（3）イのとおり、互助会が用意する設備・備品以外に、独自の什器・設備の導入を希望する場合の費用は、受託者の負担となります。持込みに当たっては、事前に協議してください。
12	キャッシュレス決済が主流となりPOSレジも光回線の接続が前提になりますが、MDF、EPSなどから空配管を引いて光回線の接続を行います。施設様側で空配管の準備をしていただくことは可能でしょうか。	売店区画には光回線用の既設配管はありません。配管工事が必要となる場合は、受託者の負担により対応してください。なお、施工方法等については、事前に協議し、承認を得てください。 なお、参考として、現行事業者はホームルーターを使用しています。
13	設備を貸与いただけるとのことですが、設備によっては持ち込みも検討しております。全体の電気容量等が分かる資料をご開示いただけますか。電気容量が不足する場合は手立ていただくことは可能でしょうか。	売店区画には20Aのコンセント回路が3回路あります。なお、動力回路はありません。コンセントの増設は可能ですが、使用できる電気容量は既存容量の範囲内となり、電気容量の増強は予定していません。
14	当該区画へ供給可能な電気容量（契約可能容量・主幹容量）をご教示ください。	
15	給水・排水設備の位置および配管口径をご教示ください。	給排水設備は、店舗東側の奥にあります。 配管口径は一般家庭と同程度となります。
16	空調・換気設備の概要をご教示ください。 （テナント共用設備または専用設備の別、空調機の稼働時間（24時間運転可否）、空調能力）	空調の稼働時間は開庁時間（平日8時30分～17時30分）です。それ以外の時間帯については別途協議ください。 なお、空調はフロア一括管理のため、温度調整等の個別対応はできません。
17	MDF室（または通信設備設置場所）から当該区画までの通信配線ルートについてご教示ください。	MDFは西庁舎地下1階のEPS内にあります（別添1「機械設備図」のとおり）。通信配線ルートにつきましては、お示しできる図面等がないため、受託者決定後、現場調査によりご確認ください。
18	室外機置場がある場合は、設置可能場所、寸法（面積）および設置可能高さをご教示ください。	空調は区が一括管理しております。 売店の個別空調用の室外機置場は設けておりません。

19	グリストラップの有無をご教示ください。 なお、設置されていない場合はテナント側での対応を想定しております。	グリストラップはありません。原状回復を条件に軽微な工事は申請により許可の判断を行います。躯体等に手を加えるなど、庁舎の維持管理に影響を及ぼす工事は認めません。
20	売店区画の設備什器を配置した平面図、図面等がありますか。	什器の配置を示した図面はありません。平面図については、基本仕様書別添2のとおりです。 現在の什器の配置については、売店は一般の方も利用可能であるため、営業時間（平日8：30～17：30）に、現地でご確認いただけます。ただし、現受託者が営業中のため、店内の撮影はご遠慮いただき、営業の妨げとならないようご配慮をお願いします。
21	売店区画の改装工事可能日は2027年4月1日以降からとの認識でよろしいでしょうか。 また、現行受託事業者の現状復旧工事完了日は、2027年3月31日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	内装工事は平日日中の作業が可能でしょうか。	平日日中の内装工事は可能です。ただし、同一フロアでレストラン等が営業しているため、営業や施設利用の妨げとならないよう配慮してください。工事の内容や日時については、事前に協議してください。
23	工事に関する管理規程（施工要領、工事区分、指定業者制度等）がございましたらご共有ください。	工事に関する管理規程等はありません。 軽微な工事については、原状回復を条件として、事前協議に基づき個別に可否を判断します。ただし、躯体等に手を加えるなど、庁舎の維持管理に影響を及ぼす工事は認めません。
24	看板設置可能箇所、サイズ制限、デザイン基準等のルールがございましたらご教示ください。	店舗の区画内であれば特段の制限はありません。区画外に案内板等を設置する場合は、別途行政財産の使用許可が必要になるため、ご相談ください。 なお、データをいただければ、本庁舎1階等に設置しているデジタルサイネージに広告を表示することが可能です。
25	ゴミ保管場所の有無および利用ルールをご教示ください。また、廃棄物処理についてテナント側での契約・手配が必要かご教示ください。	庁舎地下にごみ集積場所があります。段ボール等、通常の営業で生じるごみについては、当該場所へ排出できるため、受託者による別途の廃棄物処理契約は不要です。 ただし、大型の資材等が発生する場合は、事前に協議いただき、必要に応じて受託者において廃棄物処理の契約・手配を行ってください。 ごみの分別や排出方法等の詳細は、受託者決定後にご案内します。
26	飲料自動販売機の設置にあたり、設置可能な床面積をご教示いただけますでしょうか。 また、災害時対応やユニバーサル型自動販売機設置の義務はありますか。 災害時対応機種等の設置が必要な場合、台数や設置階等の指定はありますか。	飲料自動販売機は、主に各フロアのリフレッシュルームに設置していただきます。設置スペースの参考として、管理対象の自動販売機が設置されている本庁舎各階の平面図（別添2）をお示しします。 災害時対応およびユニバーサルデザイン対応については必須としていませんが、庁舎の防災機能向上の観点から積極的な導入をご検討ください。 なお、参考として、現行事業者は全台災害対応機種を導入しております。
27	募集要項等に「多量の発熱を伴うものは不可」との記載がございますが、コンビニエンスストアで展開する中華まん（肉まん等）の保温蒸し器などの設置は可能でしょうか。	電気式の保温蒸し器については、電気容量および安全上の問題がなければ設置可能です。ただし、実際に導入する際は事前に協議してください。

28	ファストフード（揚げ物等）の展開にあたり、排気ダクト設備が不要な「ダクトレスフライヤー」であれば設置・運用は可能でしょうか。	基本仕様書7(3)イのとおり「ガス器具および多量の発熱を伴うものは不可」とします。
29	店舗前の通路スペースの運用について、下記2点のご相談・ご確認をさせていただきます。 ①昼時の販売スペース活用： 混雑する昼時間帯に、店前通路の端にテーブル等を設置し、お弁当・パン等の食事系商品を並べて販売することは可能でしょうか。 ②資材・番重の保管： 通路の端（安全・通行に支障のない範囲）に、一時的に台車や番重（折りたたみコンテナ）等を保管しておくことは可能でしょうか。	① 避難経路や車いすの通行に必要な幅を確保し、通行の支障とならない範囲であれば可能です。設置場所や販売方法等については、事前に協議してください。 ② 納品、商品陳列等の作業中に限り、一時的に通路の端へ置くことは可能です。避難および通行の支障とならないよう配慮し、作業終了後は速やかに売店のバックヤード等へ移動してください。
30	売店区画内とは別に、商品在庫や資材を保管するための倉庫スペースを追加でお借りすることは可能でしょうか。	売店区画以外にご利用いただけるスペースはありません。売店のバックヤード等をご活用ください。
31	店舗の防犯・管理体制を策定するため、夜間閉店時における店舗および施設全体の施錠・管理体制（シャッター、鍵の管理方法等）につきましてご教示いただけますでしょうか。	基本仕様書別添2「平面図」における廊下側の扉およびEVホール側のシャッターの鍵を、それぞれ複数本貸与します。 貸与した鍵は受託者の責任において適切に管理いただき、閉店時は扉およびシャッターを施錠してください。施設全体の施錠および夜間の管理は施設管理者が行います。 なお、参考として、現行事業者はシャッターの鍵を店舗内で保管し、扉の鍵のみ担当者が持ち帰って管理しています。

3 取扱商品について

No.	質問内容	回答
32	無人売店を運営する上で年齢認証を必要とするタバコやアルコール類の販売はできないが問題ないでしょうか？	問題ありません。 販売品目については、基本仕様書8(1)に基づき、公共施設内の売店であることを踏まえ、施設の利用目的および利用者層にふさわしい商品構成をご提案ください。
33	販売禁止商品を教えてください。	販売禁止商品は、特に定めていません。 販売品目については、基本仕様書8(1)に基づき、公共施設内の売店であることを踏まえ、施設の利用目的および利用者層にふさわしい商品構成をご提案ください。
34	ATM、コピー機、雑誌などの設置、販売の必要性をお聞かせください。	スペースが限られているため、ATMおよびコピー機の設置は想定していません。 雑誌を含む販売品目については、基本仕様書8(1)に基づき、公共施設内の売店であることを踏まえ、施設の利用目的および利用者層にふさわしい商品構成をご提案ください。
35	飲料自動販売機の設置事業者を変更することは可能でしょうか？ 可能な場合、設置事業者を変更するには、どのような届出をすればよろしいでしょうか？	飲料自動販売機の設置事業者の変更は可能です。変更に係る届出の様式は定めませんが、変更前に互助会と協議してください。
36	既存売店ではタバコが販売されていることを確認しておりますが、お酒の販売に関する区役所様のお考え・方針（可否や制限等）についてご教示いただけますでしょうか。	販売禁止商品は特に定めていませんが、公共施設内の売店であることから、酒類の積極的な販売は想定していません。販売を希望する場合は、その内容を提案に盛り込んでください。提案内容を踏まえ、販売可否について協議します。なお、販売に必要な免許等は、受託者の責任において取得してください。

37	商品仕入れについて区役所様・互助会様より、対象となる事業者様のご紹介をいただくことは可能でしょうか。	現行事業者の仕入先をご紹介することは可能です。なお、具体的な取引条件等については、受託者と仕入先との間で直接協議してください。
38	売店で購入した商品を食堂スペースへ持ち込んで飲食することに関し、利用上の制限やルール等はございますでしょうか。	食堂の一部座席を売店等で購入した飲食物の持込みが可能なスペースとして開放しています。

4 参考資料（売上実績等）について

No.	質問内容	回答
39	業務実績の売店売上は税込の売上額でしょうか。	税込額です。
40	自動販売機の金額は売上金額でしょうか、それとも手数料収入額でしょうか。	現行事業者は自動販売機の売上金額に所定の手数料率を乗じた額を販売手数料として受け取る方式により契約しています。
41	募集要領に添付の参考資料の[4 収支]についてお伺いします。収入の自動販売機は、自動販売機の総売上額かと思いますが、支出のうち、自動販売機設置事業者への支払額は、商品仕入等経費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、可能であれば自販機売上額の館別・階別（自販機単位）の売上明細書および、各フロアごとの職員数を教えていただけないでしょうか。	募集要領内の参考資料4 収支の自動販売機の収入は、売上額ではなく売上金額に所定の手数料率を乗じた販売手数料です。 自動販売機の在庫管理等は設置事業者が行うため、商品仕入等の金額に自動販売機分は含まれません。 また、自動販売機ごとの売上については、館別・階別には管理していないため、売上明細をお示しすることはできません。フロア別職員数については、別添3のとおりです。
42	資料記載の自販機収支（690万7千円）について、下記3点をご確認させてください。 ①上記の数値は「手数料収入（バックマージン）」を指しておりますでしょうか。 ②自販機全体の「総売上高」はおおよそいくらになりますでしょうか。 ③現在の手数料歩率（条件設定）はどのようになっていますでしょうか。	① お見込みのとおり、手数料収入額です。 ② ③ 現受託者と自動販売機設置事業者との契約および営業上の情報に当たるため、開示することができません。
43	売店の売上25,899千円とのことですが、売上分類データを提示お願いできますでしょうか。 ※全分類の開示が難しい場合は、特に「切手・印紙・証紙等」の金券類の取扱比率・金額を中心にご教示いただけますと幸いです。	詳細な売上分類データについては作成しておりません。 なお、切手・印紙・証紙等の金券類については、令和7年度の売上額は4,522円です。
44	運営コストの算出にあたり、現在の売店における電気代の実績（月額目安または年間実績）についてご教示いただけますでしょうか。 あわせて、電気契約の単価（または計算基準）につきましても共有可能でしたらお知らせいただけますと幸いです。	令和7年度の電気料金の年間実績は、売店：147,877円、自動販売機：1,051,544円です。 売店の電気料金は、庁舎全体の電気使用量のうち、売店使用分を面積比により按分して算出しています。自動販売機については、子メーターで計測した使用量に基づき算出しています。

5 搬入経路について

No.	質問内容	回答
45	納品経路において配送トラックを停車させる場所から店舗までの納品経路において段差などがありますか。エレベータなどが利用できれば問題ございません。段差があるとカーゴでの納品ができません。	区役所南側の検査場付近に一時的に駐車可能です。 売店が設置されている西庁舎地下1階まではエレベーターが利用可能です。
46	店舗への商品搬入ですが、深夜帯の配送（おおよそ0時～8時の間）となります。セキュリティ等でご対応可能でしょうか。よくあるのは守衛室を介して納品する、事前にセキュリティカードをお預かりして納品するなどで行っております。	商品搬入が可能な時間帯は 開庁日の7：30～18：00(事前に協議いただければ土曜日のみ8：30～17：00も可能)となります。
47	売店で販売する商品の納品は、練馬区役所の開庁時間（8：30）より前に納品する事は可能でしょうか。また、可能な場合、何時から入庁できますでしょうか。	
48	【商品納品について】 納品・物流計画を策定するため、商品の搬入ルートおよび運用ルールについて下記点をご教示ください。 ①指定の搬入ルート・納品口（荷受け位置） ②搬入車両のサイズ制限（トン数、高さ制限等） ③搬入可能時間帯・曜日等の制約（夜間・早朝等の運用含む）	① 区役所南側の検査場付近に一時的に駐車可能です。 ② ①の駐車であればサイズ制限はありません。長時間駐車する場合は来庁者用駐車場（有料・車高制限2.3m）をご利用ください。 ③ 開庁日の7：30～18：00（事前に協議いただければ土曜日のみ8：30～17：00も可能）となります。
49	【工事について】 搬入出可能時間および車両制限がございましたらご教示ください。	工事で大型の資材や什器を搬出入する場合は、来庁者の安全確保のため、原則土曜日曜の日中または平日夜間にご対応いただきます（事前に互助会に協議いただきます）。車両制限については、正面玄関は車高4.7m、地下駐車場は車高2.3mの制限があります。

6 提出書類について

No.	質問内容	回答
50	企画提案書の追加資料等は特段のフォーマットはありますか。	企画提案書の追加資料について、指定の様式はありません。
51	応募提案書の作成にあたり、提案内容の審査基準および各評価項目の配点につきまして、既に定められている基準や開示可能な公募仕様等がございますでしょうか。	審査基準は募集要領別紙2「審査基準」のとおりです。 なお、事業者選定に係る情報公開の取扱いについては、募集要領別紙3「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」のとおりです。
52	提案書作成にあたり、ご指定の様式（Word企画提案書）のみでの提出となりますでしょうか。 それとも、別途任意様式による提案資料の添え付けは可能でしょうか。 指定フォーマットを使用する場合、記載内容の補足や視認性向上のため、枠（記述欄）を増やしたり、ページ数を増やして作成することは可能でしょうか。	提案内容を補足するため、任意様式の参考資料を添付することは可能です。 また、様式3「企画提案書」については、適宜記入欄やページを増やして作成いただいても構いません。 ただし、「A4判1枚にまとめてください」などの指定がある場合は、参加事業者間の公平な比較を行うため、指定された枚数等を遵守してください。
53	指定様式とは別に「追加提出可」のものは、記載されている規定の枚数厳守となりますでしょうか。あるいは、任意の参考資料として枚数制限なく添付可能でしょうか。	

7 練馬区内共通商品券について

No.	質問内容	回答
54	無人売店を運営する上で「練馬区内共通商品券」での利用提供ができないが問題ないでしょうか？	基本仕様書 8 (3)に定めるとおり、練馬区内共通商品券を使用できるようにしてください。
55	練馬区内共通商品券を具体的お聞かせいただけますか。 もしくは現物の画像をみせていただけますか。	練馬区内共通商品券は、練馬区商店街連合会が発行する額面500円の商品券です。券面の画像や制度の詳細については、同会のウェブサイトをご確認ください。 https://www.nerima-kushoren.jp/system

8 防災・消防関係について

No.	質問内容	回答
56	防災設備工事が発生する場合、指定または推奨の防災工事会社がありましたらご教示ください。	売店は区庁舎内の区画であり、防災設備の整備、法定点検および消防署への各種届出は庁舎全体で実施しているため、受託者による対応は不要です。
57	スプリンクラー、感知器、誘導灯等の防災設備について、テナント工事に伴う改修が必要となる場合の手続きおよび指定業者の有無をご教示ください。	
58	消防署への各種届出および消防設備点検については、テナント側で実施する認識でよろしいでしょうか。	